

## 宮崎国際大学・宮崎学園短期大学 サテライト・オフィス規程

### (目的)

第1条 この規程は、宮崎国際大学・宮崎学園短期大学サテライト・オフィス（以下「サテライト」という。）に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

### (設置目的)

第2条 サテライトは、宮崎国際大学・宮崎学園短期大学(以下「両大学」という。)が、広く一般市民や高校生・中学生等への学術的な貢献、社会人教育を実施するための地域の教育研究拠点として設置する。

### (場所)

第3条 サテライトは、宮崎市昭和町 50 番地（宮崎学園高等学校経営情報科）内に設置する。

### (サテライト運営責任者)

第4条 サテライトに、サテライト運営責任者（以下「運営責任者」という。）を置き、宮崎国際大学・宮崎学園短期大学 地域連携センター長をもって充てる。

### (使用者)

第5条 サテライトを使用することができる者は、次の各号に掲げる者とする。

- (1) 両大学の学生
- (2) 両大学に勤務する教職員
- (3) 両大学の卒業生及び修了生
- (4) その他、運営責任者が適当と認めた者

### (施設)

第6条 サテライトに、インフォメーションプラザ、多目的講義室及びその他の施設を置く。

### (用途)

第7条 前条の施設は、次の各号に掲げる用途に使用するものとする。

- (1) 両大学が行う地域との教育研究
- (2) 両大学が主催又は共催する事業（地域連携・地域貢献活動、公開講座）
- (3) 宮崎学園高等学校・中学校との教育活動の推進
- (4) 両大学の広報活動

- (5) 両大学の学生の活動又は行事のうち、運営責任者が適当と認めたもの
- (6) その他、前各号の使用に支障のないものとして、運営責任者が適当と認めたもの

(休館日)

第8条 サテライトは、次の各号に掲げる日は使用できない。

- (1) 12月28日から翌年1月4日まで
- (2) その他、運営責任者が指定する日

(庶務)

第9条 サテライトの管理運営は、宮崎国際大学・宮崎学園短期大学 地域連携センターが行い、センター内にサテライト・オフィス運営委員会を置く。運営委員会の内規は別に定める。

(雑則)

第10条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

(改廃)

第11条 この規程の改廃は、大学教育研究評議会及び短期大学教授会の意見を聴いて両大学の学長が協議の上決定し、理事長に報告するものとする。

附 則

- 1 この規程は、令和5年4月1日から施行する。
- 2 宮崎国際大学サテライト・オフィス規程は廃止する。